

親密な関係における暴力，DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者は，年々増加しています。暴力は，性別に関わらず，またどんな理由があっても許 されることではありません。しかし，DVは，被害者の心身を脅かす深刻な問題であるにも関わらず，これまで家庭内の私的な問題として扱われていまし た。平成13（2001）年に「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）が施行されてから，さまざまな形のDVが表面化し，また， さまざまな機関が被害者の相談，緊急一時保護，自立支援を行っています。今回は，大阪市内の民間シェルター「いくの学園」の取り組みを中心に，DV の現状や支援のありかたについて考えてみたいと思います。

## 被害者は圧倒的に女性

DV（ドメスティックバイオレンス）とは，一般的に「配偶者や恋人なと親密な関係にある， またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

平成13（2001）年に施行された「配偶者 からの暴力及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）では，被害者を女性には


限定していません。しかし，実際，被害者は圧倒的に女性です。DVは，「安心」「自信」「自由」という，女性が人問らしく生きる権利を奪 う，重大な人権侵害で，絶対にあってはならな いことです。

## 身体的だけでなく，精神的－性的暴力も

暴力といっても，殴る，蹴るといった身体的暴力だけではありません。何をいっても無視 する，大声で怒鳴るなどの精神的暴力，人間関係や行動の監視，つきあいを制限されるな どの社会的暴力，生活費を渡さない，金銭的 な自由を与えないなどの経済的暴力，そして，避妊に協力しない，セックスの強要，ポルノ映像を無理やり見せるなどの性的暴力があ ります。

DVは，学歴，年齢，経済力に関係なく起 きています。加害者のなかには，暴力をふる ったかと思えば，極端にやさしくなるなどのサ イクルがみられる人もいます。このため，やさ しくなった時は「今度こそ改めてくれるので は」と期待を抱かせることがありますが，実際 は，その繰り返しのなかで，DVは徐々にエス カレートしていくことが多くあります。

## 「DV」の社会的認知の大切さ

DVの背景には，男性は賃金を得，女性 が家事育児を行うなど根強い役割意識や男性中心の社会システムなど，個人の問題 として片付けられないような構造的な問題 があります。

ゆえに，加害者の男性は無自覚に暴力を ふるい，悪いことはすべて被害者のせいで，「お前が悪い」と言い続けられてきた被害女性も，DVの原因について「自分が悪いから」 と思いこまされ，耐えるのです。仮に女性が，暴力から逃げようとしても，今度は経済的な問題に直面します。賃金の水準が低く，加害者の追求を逃れ，安全な生活を確保するた めには，理不尽にも被害者が自宅を出ざるを得ない場合が多いのが実情です。また，DV被害者を保護し，自立を支援するシステムも

図－1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 $^{2}$


図－2 警察における暴力相談等の対応件数
（件）
28，
24，000

## 表－1－DVに関する相談件数（大阪市）

|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成13 } \\ (2001) \text { 年 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成14 } \\ \text { (2002)年 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l} \hline \text { 平成15 } \\ \text { (2003)年 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成16 } \\ & \text { (2004)年 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成17 } \\ (2005) \text { 年 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成18 } \\ (2006) \text { 年 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 平成19 } \\ (2007) \text { 年 } \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成々0 } \\ \text { (2008)年 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 平成21 } \\ (2009) \text { 年 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| クレオ大阪でのDV相談件数（再掲） | 379 | 526 | 650 | 589 | 465 | 545 | 484 | 587 | 524 |
| $\begin{aligned} & \text { クレ オ 大 阪 } \\ & \text { 全 相 談 件 数 } \end{aligned}$ | 8，617 | 9，788 | 9，604 | 9，२०5 | 10，211 | 10，2२0 | 9，801 | 9，949 | 12，087 |
| 区役所地域保健福社課での相談件数 | － | 656 | 840 | 1.048 | 996 | 1.068 | 898 | 911 | 1.064 |

資料•大阪市市民局新べ

施設だけでは不足しています。公共の施設に先駆けて，DV法が成立する前から，身近な地域に，暴力を受けた女性が身を寄せる場所と して，民間のシェルターが立ち上がっていま

す。NPO法人全国女性シェルターネットによ れば，同法人の加入団体は60数か所ですが，国内には100か所近くの民間シェルターがあ るといわれています。

## ＂かけとみ寺＂として

大阪市内の民間シェルター「いくの学園」 は，前身である大阪府の婦人保護施設45年 の経験を活かしながら（平成9（1997）年，3婦人保護施設の統合で廃止される），平成10 （1998）年に「女のかけこみ寺•生野学園」と して誕生。平成13（2001）年に法人格を取得し「特定非営利活動法人いくの学園」とな以，現在に至ります。

「いくの学園」における事業の柱は，入所者支援，退所者の自立支援，相談活動の3つ。 DV被害者が加害者から離れて，精神的，経済的，社会的に，地域で自立して暮らせるよう に，支援しています

## 「ようきてくれはったね」

「いくの学園」が最初に大切にしているの は，利用者の迎え方です。心身ともに傷つき，不安と恐怖におびえながら，やっとたどり着い た人に対して，「ようきてくれはったね。たいへ んやったでしょうね。」と声をかけます。

ご本人が追いつめられて，家庭の外に出た そのシェルターで，どう受け入れられたのかは，そ の後のご本人の回復のありようにもかかわりま す。少しでもほっとできる環境のなかで「暴力 を振るわれるのは，自分のせい」と思いこんで いる女性に「あなたは悪くない。暴力は許され ないんですよ」といいながら，じっくりと話をお聞きします。本人の希望については，たとえ， もう一度自宅に戻って，相手や自分の気持ち を確認したいとおっしゃっても，できるだけ本人 の気持ちによりそいながら，帰宅後の安全確保等について相談したうえで，ご本人の選択 を尊重していくことを大切にしています。

## 暮らしの中で <br> 「やってもいい」を体感

「いくの学園」では，ほっとする間もなく生活再建に向けた課題（保護命令，離婚，住居，諸手続きほか）が山積するなか，安全確保が できる範囲內で，できるだけ普通のくらしができ るようにしています。そして，「どんな自分の気持ちを出してもOK。」「気兼ねをしないで，自分

の意思でくらしを自由に作ることもOK」「何を相談してもOK」と理屈でなく体感してもらうこ とを大切にしています。

シェルター內では，利用者の食事会「はい かられすとらん」を開き，週1回はモノづくりをし ています。おいしいものを食べながら，ものをつ くりながら，入所者や退所者同士の楽しい時間を過ごします。人が信じられない，自分の気持ちが言えない人たちも，少しずつ心を開いて きます。

入所中は，専門職（弁護士，司法書士，カ ウンセラー，保育士，保健師，社会福祉士ほ か）や特技を持つボランティアがサポートしま す。子どもの世話をすることさえつらく，ほっと一息ついたり，法律相談やカウンセリング，相談中の時などに，ボランティアが代わりに子ど もと遊んであげたりすることで，母親は自分の回復に専念でき，子どもに笑顔が出てくること で，母親の笑顔も戻ってくるのです。

## 退所者の困難によりそつて

「お金も，頼る人もなく，いくの学園を巣立つ とき，不安いっぱいでおしつぶされそうになっ た」。この言葉に象徵されるように，心身に深 い傷をおったまま，自分で新しい生活を切り開 くには相当のエネルギーが必要です。
退所者は，加害者に追いかけられる悪夢を見たり，PTSD（心的外傷後のストレス障害） やパニック症状があらわれたりしやすく，大きな声を出されただけで，DVがフラッシュバックす ることもあります。また，加害者に追われないよ う友人や親類との関係を断ち切らざるを得な い場合も多く，その辛さを誰にも話せず孤立感 を深めることもあります。住まいを確保し，退所 してからも離婚の準備や通院，保育所•学校等の諸手続，就職などの現実的な問題も山積 みで，なおかつ経済的にも苦しいのです。学園 では，退所者の不安と困難によりそい，随時相談に応じ，自活のための生活保護の申請，法律相談などの同行支援等もしています。
さらに，DVを目の当たりにする家庭環境は，児童虐待でもあり，子どもに計り知れない影響を与えます。入所中も，母親に気兼ねして父親（DV加害者）のことを話題にできず，なか


「手先の器用なボランティアと一緒に利用者が手作り た作品」

には，父親を真似て暴言•暴力をふるう子もい ます。そして，母親と同じく，友達と引き離され，孤独を抱えています。そこで「子どもたちの気持ちを聞いて欲しい」という母親たちの要望か ら，いくの学園では「かんがるープログラム」を実施。月1回，親子が別々のプログラムを楽し み，緊張感を解きほぐしています。

また，退所しても事務所へは自由に相談や遊びに来ることができ，クリスマス会などの行事を通じて集あり，そこに入所者も加わって交流できるようになっています。「一人で食欲が なくても，学園にきたら，のどをとおる」という人 もいるほど。厳しい生活のなか，シェルターは親 も子もほっとできる場所になっています。

## 恋人や同性パートナーへも目を向けて

「同じDV被害者でも，不況の中で退職した ら再就職先がないからと，現職場や子どもの学校も変えずにサボートを受けたい人たちが います。支援はしたいのですが，すべての関係 を断ち切ってきた人のいるシェルターへ，こうし た加害者に情報が伝わる危険性が高い人た ちがやってくるのは，避けなければなりません」 とスタッフ。また，恋人同士のDVや男性同士 のパートナーの場合など，DV防止法ではサボ ート対象外の人たちへの支援をするためにも， こうした人たちの住居が課題となっています。

## 退所者をあたたかく迎えられる地域へ

もし，DV被害者から相談を受けたら，「よく相談してくれましたね」と不安や恐怖を受け止

特集•暴力は人権侵害です！心身をおびやかす ドメステイツクバイオレンス

めるのが先決です。そして親密な相手の暴力 が人権侵害であり，それを守る法律「DV防止法」があることや相談機関を紹介すること。ま ちがっても，自分の価値観ややり方を押し付け てはいけません。

最後に，DV被害者を受け止めることができ る地域とは，どのような地域か，スタッフの方に うかがいました。

「身近な地域に，専門医やカウンセリングな どを無料もしくは安価で利用できるところがあ り，また，サポーターがいて，安心して相談や仲間との交流を図以，自主的にさまざまな活動が でき，ほっとできる＂立ち寄り場＂のようなところが たくさんあれば，ずいぶん助けになるでしょう。辛いことを話せたり，情報を共有したりできる仲間がいることが，心の回復や生活再建に は，大きな力になりますから。一人ひとりが，地

域には，DVの被害を受けて言えないまま辛い思いをしながら，くらしている人がいることを忘 れずに。せめて，専門機関の窓口では，被害者がさらに傷つくことのないよう，言葉や態度 に気を配るだけでも，被害者は，生きやすくな ると思います」

## 男性の悩み相談

対象：大阪市内在住•在勤•在学の男性電話相談【毎週金曜日 19：00～21：00】

206－6815－7405
面接相談【毎週金曜日 19：00～21：00】
206－6815－7420
面接相談は事前予約が必要で，予約は毎週金曜日の相談時間内にお受けします。
面接場所：クレオ大阪北
〒533－0023
大阪市東淀川区東淡路1－4－21玉電話06－6320－6300
運営：財団法人 大阪市女性協会

## 相談憲口

「ひとりで抱えこまないで… まずは，ご相談ください。」

## 総合相談

－クレオ大阪 女性総合相談センター総合相談受付 206－6770－7730悩みの電話相談（ $\mathbf{~ 2 ~ 0 6 - 6 7 7 0 - 7 7 0 0 ~}$【火～土 10：00～20：30，日•祝 10：00～16：00】
DV専門相談 $\boldsymbol{2} 06-6770-7723$
【毎週金曜日のみ 13：00～16：00】
大阪府女性相談センター
206－6949－6022
（配偶者暴力相談支援センター）
206－6946－7890
【9：00～20：00 祝日は休み】
DVから逃れて安全確保を求めたいとき．．．
－各区保健福祉センター
【月～金 9：00～17：30】
各警察署生活安全課
【上記時間以外（緊急時には110番）】 ※ー度の相談で解決できなかった場合も，どうぞ， あきらめずにご相談ください。

## リッ゙

主に夫婦間でふるわれる暴力をDV（ドメスティック バイオレンス）というのに対し，同居していない交際相手からふるわれる暴力のことを「デートDV」とい います。学生や未婚の若い人たちの間でも，恋人間 など親密な関係になれば，夫婦間のDVと同じよう なことが起こるのです。生野区の「地域福祉アクショ ンプラン」 ${ }^{\text {W．}}$ では，住民参加で「デートDV」防止の取 り組みを行っています。
※地域福祉アクションブランとは，各区で市民•団体等が主体性 を発揮し，より身近な地域での地域福祉を推進するしくみづくり として，地域住民，福祉専門職，NPO・ボランティア，行政の協㰾により策定されている行動計画です。

DVだと感じたら すぐに相談しましょう


## 

## お気軽にお電話ください。

いくの学園ほっとライン 8O90－9629－4847月～金（祝日以外）12：00～17：00
※どこの国籍を持つ人も，LGBTI（レズビアン，ゲイ，バイセクシ ャル，トランスジェンダー，インターセックス）も，どんな性別 の人も，ひとりで悩まないでお電話ください。
※DV被害者の声を施策の指針に。お読みになりたい方は上記までご連絡ください。

## 

## 夕陽丘基金の設立

「夕陽丘基金」は大阪市が行う施策と連携して，現在の公的制度で十分な支援 が受けられない状況にあるDV被害者 やその同伴者（主に子ども）に対して，経済的支援を行い心身の回復を図り，自立を支援することを目的に平成16年3月23日に大阪市の女性団体などが設立 しました。
夕陽丘基金にご協力のお願い
《寄付金・カンパの振込先》
郵便振替口座：00990－7－190552
口座名義：夕陽丘基金
お問い合わせ・連絡先
財団法人 大阪市女性協会内
「夕陽丘基金｣運営委員会事務局
릉6－6770－7200
いくの学園はみなさんの力によって守 られ，支えられています。
いくの学園を支える会

## 《年会費》

- 個人1口6，000円
- 学生1口 2，000円
- 団体1口 20，000円
- 運営維持会員1口 $120,000 円$
（毎月10，000円振込可）


## 《振込先》

郵便振替口座：00990－3－68635

